

鳴門教育大学クラス制度に関する要項

平成16年 4 月 1 日

学 長 裁 定

改正 平成20年 3 月17日

平成21年 3 月16日

令和 5 年 5 月 2 日

(趣旨)

第1 鳴門教育大学における教員と学生（大学院の学生を除く。以下同じ。）及び学生相互の交流を図るとともに，教員が学生の修学・学生生活等に関する事項について指導助言等を行うことを目的として，クラス制度を設ける。

(クラス編成)

第2 クラスは，各学年の専修・教育コース別に編成する。

(クラス担当教員の配置)

第3 クラスに，クラス担当教員1人を置く。ただし，次表に掲げる教育コースにおいては，原則として，1人のクラス担当教員が小学校教育専修及び中学校教育専修のクラス担当教員を兼ねる。

	小学校教育専修	中学校教育専修
教 育 コ ー ス 名	国語科教育コース	国語科教育コース
	英語科教育コース	英語科教育コース
	社会科教育コース	社会科教育コース
	算数科教育コース	数学科教育コース
	理科教育コース	理科教育コース
	音楽科教育コース	音楽科教育コース
	図画工作科教育コース	美術科教育コース
	体育科教育コース	保健体育科教育コース
	技術科教育コース	技術科教育コース
	家庭科教育コース	家庭科教育コース

第4 クラス担当教員は，当該専修・教育コースを担当する教員のうちから選出する。

(学年連絡会の設置・構成)

第5 各学年にクラス担当教員連絡会（以下「学年連絡会」という。）を置く。

第6 学年連絡会は，当該学年のクラス担当教員をもって構成する。

第7 学年連絡会に，学年連絡会代表（世話役）を置く。

第8 学年連絡会代表（世話役）は，クラス担当教員の互選によって選出する。

(学年連絡会の運営)

第9 学年連絡会は、原則として、各学期に1回開催する。

第10 学年連絡会は、年間及び各学期の学生の指導について打合せを行う。

(クラス担当教員及び指導教員の指導助言)

第11 クラス担当教員は、担当クラスの学生の修学・学生生活等に関する事項について、指導助言を行う。ただし、卒業研究を行う学生に対しては、クラス担当教員と連携をとりながら卒業研究を担当する指導教員が主に行う。

2 クラス担当教員の指導助言等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 履修状況の把握並びに履修上の相談及び助言に関すること。
- (2) 学業不振者に対する修学指導に関すること。
- (3) 休学、復学、転学、留学、退学及び進学等の進路相談に関すること。
- (4) 附属学校園の教育実習における授業参観、保育参観及び助言等に関すること。
- (5) 新入生合宿研修、2年次生研修及び3年次生合宿研修に関すること。
- (6) 進路希望調査、教員採用試験の調査及び就職先の追跡調査に関すること。
- (7) 就職相談及び就職情報の提供に関すること。
- (8) 不祥事を起こした学生への生活指導に関すること。
- (9) 学生支援委員会が行う調査の協力等に関すること。
- (10) その他学生指導に関すること。

(クラスの学生幹事)

第12 クラスに、クラスの学生幹事若干人を置く。

第13 クラスの学生幹事は、各クラスにおいて選出し、クラス担当教員との連絡に当たる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年5月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。